

第六号の二書式（第二十条の三関係）A 4

建築士法第 23 条の 6 の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第 23 条の 6 の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

石川県知事 様

事業年度経過後 3 ヶ月以内に提出

平成 22 年 5 月 1 日

（一級）建築士事務所（石川県）知事登録第 0001 号

建築士事務所の名称を記入する。

名称 石川建築設計事務所

所在地 金沢市鞍月 1 - 1

電話 076 - 225 - 1111

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

法人登録の場合、会社名等も記入する。

株式会社 石川

代表取締役 石川 太郎 印

法人の場合、法務局登録印。自署で行う場合は押印を省略できます。

この記入例は、法人登録している建築士事務所、事業年度が 4 月 1 日～3 月 31 日の場合のものです。

〔 記入注意 〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

事業年度を記入して下さい。

事業年度 4 月から 3 月

(第三面)
所属建築士名簿

ふりがな氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号 (登録年月日)	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士若しくは設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日
かなざわいちろう 金沢 一郎	一級建築士 (管理建築士)	第111111号 (昭和40年1月1日)	石川県 富山県 福井県	H21.2.19	構造設計一級建築士	1111	H21.3.19
ななお じろう 七尾 二郎	一級建築士	第222222号 (昭和50年1月1日)		H21.2.19			
こまつ さぶろう 小松 三郎	一級建築士	第333333号 (昭和60年1月1日)		H21.2.19			
はくさん しろう 白山 四郎	二級建築士	第1111号 (昭和50年1月1日)		H21.2.19			
かが ごろう 加賀 五郎	二級建築士	第2222号 (昭和60年1月1日)		H21.2.19			
のみ ろくろう 能美 六郎	木造建築士	第111号 (昭和60年1月1日)	H21.2.19				
当該事業年度最終日に所属していた建築士を全て記入してください。所属建築士には管理建築士も含まれます。							
計				一級建築士	3	名	
				二級建築士	2	名	
				木造建築士	1	名	
				構造設計一級建築士	1	名	
				設備設計一級建築士		名	

管理建築士であることを記入してください。

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入してください。

2 〔例〕

国土太郎 東京都 共同住宅 鉄筋コンクリート造
五階建延 700 m² 設計及び
工事監理 平成
19. 2. 1
19.10. 3

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
金沢一郎	石川県	工場	鉄骨造平屋建て 延べ 2,008 m ²	設計・ 監理	H21.12.1 ～ 継続中
七尾二郎	石川県	店舗併用住宅	R C 造 2 階建て 延べ 500 m ²	設計	H21.8.9～ H21.11.25
小松三郎	石川県	住宅	木造 2 階建て 延べ 400 m ²	設計・ 監理	H21.4.9～ H21.7.20
白山四郎	石川県	店舗	鉄骨造 延べ 250 m ²	設計・ 監理	H21.1.9～ H21.5.25
<p>事業年度中に入退社した建築士であっても、業務の実績がある場合は記入してください。設計・監理等に該当しないもの（補助業務等）は記入する必要ありません。</p> <p>第二面に記入した業務の実績について、全て記入してください。</p>					

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
金沢 一郎	構造形式の見直しにより、工期の短縮が図られるが、工事費が嵩む旨を開設者に意見を述べた。	H22.1.10
<p>建築士事務所に備え付けられている帳簿に記載されている意見（建築士法施行規則第21条第1項第8号）を、述べられた日が新しいものから順に記入してください。</p>		